

個人番号利用開始による変更点

平成28年1月からの個人番号利用開始に伴い、介護保険の「申請書等の様式」や「申請方法」が変更になります。

詳しくは以下を参照してください。

申請書等の様式変更

変更となる様式は主に次のものがあります。

これらの様式には、平成28年1月以降から個人番号記載欄が設けられ、個人番号を記載していただくこととなります。

(介護保険に関する全ての申請書等に、記載欄が設けられるわけではありません)

- ・ 介護保険資格取得・異動・喪失届
- ・ 介護保険 被保険者証等交付再交付申請書
- ・ 介護保険 要介護認定・要支援認定・要介護更新認定・要支援更新認定 申請書
- ・ 介護保険 要介護認定・要支援認定区分変更申請書
- ・ 高額介護（介護予防）サービス費支給申請書
- ・ 高額医療合算介護（予防）サービス費支給申請書
- ・ 基準収入額適用申請書
- ・ 介護保険負担限度額認定申請書
- ・ 居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書
- ・ 介護予防サービス計画作成依頼（変更）届出書

申請方法の変更

個人番号は厳重に取り扱わなければならないことから、申請においても様々な確認が必要になります。例えば、個人番号が正しいことの【番号確認】や、手続きを行っている方が当該個人番号の正しい持ち主であるかの【身元確認】を行います。

また、申請者が誰であるかにより確認事項も異なります。

1. **本人**が申請する場合の確認事項 ⇒ (ア) 番号確認・(イ) 身元確認

(ア) 番号確認

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等によって確認します。

(イ) 身元確認

個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書によって確認します。

もしくは、官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、適当と認められるもの。（氏名と生年月日または住所が記載されているもの）

※これらによる確認が困難な場合は次の書類を2つ以上提示してください。

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書もしくは、官公署または個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、適当と認められるもの。

2. **代理人**が申請する場合の確認事項 ⇒ (ア) 本人の番号確認・(イ) 代理人の身元確認
・(ウ) 代理権の確認

(ア) 本人の番号確認

上記1. (ア) と同じ方法で、本人の番号確認を行います。

※本人の個人番号カード・通知カードは写しで構いません。

(イ) 代理人の身元確認

上記1. (イ) と同じ方法で、代理人の身元確認を行います。

なお、法人が申請する場合は、登記事項証明書その他の官公署から発行・発給された書類及び現に個人番号の提供を行う方と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって適当と認められるもの。

(ウ) 代理権の確認

「法定代理人」の場合は戸籍謄本その他その資格を証明する書類、「任意代理人」の場合は委任状（様式指定なし）によって確認します。

これらが困難な場合は、本人の「介護保険被保険者証」など官公署等から本人に対し一に限り発行・発給された書類、その他適当と認められるもの。

3. 郵送による申請

郵送で申請される場合は、上記の書類の写しを添付のうえ申請してください。